

いじめのない 笑顔あふれる学校を



旭川市立高台小学校

年 組 名前 _____

1

はじめに

みなさん、いじめを防ぐための国のきまり『いじめ防止対策推進法』が平成25年につくられたことを知っていますか？

いじめられた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長をさまたげたり、ときには、いのちや体にとっても大きな危険を生じさせたりすることがあります。

この国のきまりは、そのようないじめを防ぐためにつくられ、児童はいじめを行ってはいけなく決めてあります。そのため、全ての児童が安心して生活できるよう、学校の中や外に関係なく、いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

また、学校や学校の先生方、家の人がいじめを防ぐことなども決められています。

学校は、いじめを防ぐためのきまり「学校いじめ防止基本方針」をつくり、校長先生をリーダーとする先生方が中心の「いじめ対策チーム」によって、いじめが起きないようにする活動や、いじめを早く見付ける取組をします。また、いじめがあると分かったら、いじめをなくすためにすぐに対応します。いじめの内容によっては、スクールカウンセラーなどの学校以外の専門の人に相談することもあります。

家の人は、自分の子どもがいじめを行わないようにしたり、もし、自分の子どもがいじめを受けたときは守ったりします。また、学校などが行ういじめを防ぐ取組に協力します。

児童のみなさん、いじめを「しない」「させない」「許さない」という気持ちを持ち、友達や先生方、家の人など、身の回りの人たちと力を合わせて、みんながいじめのない笑顔いっぱいの学校をつくりましょう。

2

いじめとは？

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より) 要約

「いじめ」とは、その子に対して、その子が通う学校などの友達が心や体を傷つける（インターネットを上でのやりとりもふくむ。）ことで、その子の心や体が「苦しい」「痛い」と感じているものをいう。

つぎ 次のようなことは「いじめ」です

- 冷やかしゃやかからかい、悪口やらんぼうな言葉など、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、知らないふりをされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをしたたたかれたり、けられたりする。
- 物をかくされたり、こわされたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしている物をとられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。 など

こんなことを心がけて生活します

- いじめは、「人として許されない」という強い心もちます。
- 友だちのよさや、自分とのちがいを認めます。
- 相手の気持ちを考えて、話したり行動したりします。
- 社会のルールや学校のきまりを守って、落ち着いた生活をします。
- 友だちと協力しながら係活動や行事に進んで取り組みます。
- 体験活動やボランティア活動に取り組み、友だちと仲よくします。
- パソコンやタブレット、スマートフォンは、ルールを守って使います。
- 自分や友だちを大切にします。

もし、いじめられたときは

- 一人でなやまず、先生方や家族などの大人、友だちに相談します。

いじめを「見た」「聞いた」「相談された」ときは

- 知らないふりをしないで、勇気をもって助けます。
- いじめをやめさせたり、先生方や家族に伝えたりします。
- いじめられている人に、先生方や家族に相談するように話します。

いじめのない学校をつくるために私たちができること

- 上の「こんなことを心がけて生活します」から一つえらんで書いてみよう。



高台小学校 ストップいじめ宣言

4

いじめを受けた、見た、聞いた、相談を受けたときは

①まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- 担任の先生、学年の先生に相談
- 校長先生、教頭先生に相談
- 保健室の先生、その他の先生に相談
- スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

- 家族に相談
- 友だちに相談
- そのほか、相談しやすい大人に相談

【ほかにも】

- 学校のいじめアンケート調査に書く
- 学校以外の相談を聞いてくれる所に電話する（*くわしくは4ページ）など

②いじめが解決するまでの取組

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	<input type="checkbox"/> いじめから守ります。 <input type="checkbox"/> 心配なく、学校生活を送ることができるよう、先生方やスクールカウンセラーが、いつでも相談にのります。 <input type="checkbox"/> 必要があれば、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめた人にあやまり、もう二度といじめを行わないことを、約束してもらいます。 <input type="checkbox"/> いじめは絶対に行ってはいけないことを教えます。 <input type="checkbox"/> これからの生活で気を付けることを考えてもらいます。 <input type="checkbox"/> 必要があれば、警察などに相談します。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめをしていなくても自分にも関係していることを気付いてもらいます。 <input type="checkbox"/> いじめに気付いたときに、大人の誰かに知らせる大切さを教えます。 <input type="checkbox"/> いじめを見て見ぬふりをしたり、ひやかしたりすることも許されないことを教えます。 <input type="checkbox"/> みんなでいじめをなくし、よりよい学級や仲間をつくることの大切さを教えます。
			いじめを知らせてくれた人 <input type="checkbox"/> 秘密を守り、いじめを行った人から、しっかりと守ります。
家の人に	<input type="checkbox"/> いじめを受けたことや、いじめがなくなるまで学校がすることを説明します。	<input type="checkbox"/> いじめをしたことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	<input type="checkbox"/> 家の人に協力してもらうときには、説明をします。

6

いじめを相談できる窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間> 月・木 8:45~20:00
火・水・金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん)

<受付時間> 月~金 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」(北海道警察)

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

月~金 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

月~金 9:00~17:00

スクールカウンセラーに相談するには…

①担任の先生、お家の人に もうしこんでもらう。

②「心のソナー(生徒指導だより)」で もうしこむことができます。



～いじめのない^{えがお}笑顔あふれる学校を～

